

## 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営の拡大及び効率化に向けたスマート農業技術の導入等の新たな取組を行おうとする市内の農業者に対する支援を行うため、予算の範囲内において伊勢原市スマート農業等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内の農地で農業経営を行う者であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）、農業経営改善計画を市町村に提出しており、事業実施年度に認定農業者になる見込みがある者、同法第14条の4に基づき青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）又は青年等就農計画を市町村に提出しており事業実施年度に認定新規就農者になる見込みがある者であること。
- (3) 補助金交付後も継続して認定農業者又は認定新規就農者として営農を行い、さらに将来、認定農業者は再認定を、認定新規就農者は認定農業者としての新規認定を受け、営農を継続する見込みのある者であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、スマート農業を推進する上で必要となる別表に掲げる事業であって、消費税及び地方消費税を除いた費用が50万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 伊勢原市の他の補助金等への申請をしている事業、既に補助金の交付を受けている又は交付の決定がされている事業
- (2) 交付申請時に既に実施している事業又は終了している事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

2 国、神奈川県等から補助金の交付を受ける事業にあつては、当該補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に基づき算出した額とし、100万円を上限とする。ただし、補助金の申請額の総額が予算額を超過する場合は、按分その他の方法により予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める日までに伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金事業計画書（第1号様式別紙。以下「事業計画書」という。）

(2) 見積書の写し

(3) カタログ、技術資料、設計図書など、事業の概要が分かる資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の事業計画書においては、事業の実施年度の翌々年度を目標年度とした成果目標を定めるものとし、成果目標には次に掲げる項目から1つ以上設定しなければならない。

(1) 10アール当たりの作業時間の10パーセント以上の削減

(2) 生産量の10パーセント以上の増加

(3) 年間販売額の10パーセント以上の増加

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容の変更若しくは廃止をしようとするときは、遅滞なく伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更（廃止）承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項各号に掲げる書類（変更承認申請の場合）

(2) 廃止事項が分かる書類（廃止承認申請の場合）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、審査等の結果、変更又は廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更（廃止）承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更に伴う補助金の額の増減が20パーセント以内である場合とする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付請求書(第5号様式)に次のいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付決定通知書の写し
- (2) 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更承認通知書の写し

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、当該事業終了後に伊勢原市スマート農業等導入支援補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類等を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する市の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 領収書等、スマート農業機器等購入費を支払ったことを証明できる書類
- (2) 導入したスマート農業機器等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額(第8条の変更承認決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(事業報告)

第13条 第7条の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業実施年度から成果目標年度まで毎年度、当該年度における成果目標の達成状況を伊勢原市スマート農業等導入支援補助金実施状況報告書(第8号様式。以下「報告書」という。)により、翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、成果目標の達成状況を確認できる資料を添付しなければならない。

3 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業実施状況について報告を求めることができる。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業実施年度に第2条の対象要件を満たさなくなったとき。
- (2) 規則又は本要綱に違反したとき。
- (3) 不正な手段により補助の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 対象事業が完了する見込みがないとき。
- (6) 調査を拒否し、又は妨害したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定をしたときは、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金取消決定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により期限を定めて一部又は全部の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の命令は、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金返還命令書（第10号様式）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第16条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでとする。ただし、補助対象者が死亡した場合や対象事業費の算定根拠となった施設や機器等が全損した場合など、特別な場合においてはこの限りでない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年5月29日告示第127号）

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

| 補助対象事業                     | 補助対象経費                                                      | 補助率                         |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 高度な環境制御による栽培施設システムの導入    | モニタリング機器、複合・統合環境制御機器、CO <sub>2</sub> 発生装置、ミスト発生装置等の購入費及び設置費 | 3分の1以内<br>※補助金額100万円を上限とする。 |
| 2 ロボット技術を活用した最新技術搭載型の機械の導入 | 農業用ドローン、自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、リモコン草刈機、自動判別機能付きの収穫機・選果機等の購入費   |                             |
| 3 上記以外の先進技術等の導入            | 上記以外に市長が認める経費                                               |                             |

備考

- 1 農業経営以外での使用が可能となる汎用的な情報通信機器（パーソナルコンピューター、タブレット端末、スマートフォン等）の購入経費及びリース料並びにその通信料、補助対象事業に当たり導入した各種機器等のメンテナンス経費、保険料及び操作講習費用等は、補助対象経費に含めないものとする。ただし、補助対象経費のうち農業用ドローンに限っては、使用に際して必要となる操作講習費用等を含めることができるものとする。
- 2 補助対象事業の2については、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されているものや、その他本市の農業に影響のある最先端の技術が活用された事業とする。
- 3 補助の対象となるシステム・機器等は、複数の組合せができるものとする。ただし、複数のシステム・機器を導入する場合は、そのうち1つ以上をデジタル技術と連動したものとする。
- 4 対象事業の3については、先進性が認められるものとする。

第1号様式（第6条関係）

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年度において、次のとおり事業を実施したいので、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業の目的

2 導入機器

| 種別 | 型番、規格等 | 金額（円） | 対象作目 | 受益面積<br>(a) |
|----|--------|-------|------|-------------|
|    |        |       |      |             |

3 添付書類

- (1) 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 見積書の写し
- (3) カタログ、技術資料、設計図書など、事業の概要が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 第1号様式別紙

### 伊勢原市スマート農業等導入支援補助金事業計画書

#### 1 事業内容

##### (1) 取組内容

|  |
|--|
|  |
|--|

##### (2) 導入機器

| 種別 | 型番、規格等 | 金額<br>(円) | 対象作目 | 受益面積<br>(a) |
|----|--------|-----------|------|-------------|
|    |        |           |      |             |

※アタッチメントを購入する場合は、その内容も記載すること。

##### (3) 補助額

| 補助対象経費<br>総額 | (単位：円)     |            |          |           |
|--------------|------------|------------|----------|-----------|
|              | うち<br>市補助金 | うち<br>自己資金 | うち<br>融資 | うち<br>その他 |
|              |            |            |          |           |

#### 2 成果目標

##### (1) 目標値

| 設定項目 | 現状（    年度） | 目標（    年度） | 増減・備考 |
|------|------------|------------|-------|
|      |            |            |       |

※新規就農者など、現状値がない場合は現状値の記入は不要。

##### (2) 目標値の算出根拠

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 3 添付書類

☐ 成果目標の現状が確認できる資料（市長が必要と認める場合のみ）

## 第2号様式（第7条関係）

伊勢原市指令 (     ) 第     号

## 年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市スマート農業等導入支援補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件

第3号様式（第8条関係）

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市スマート農業等導入支援補助金について、次のとおり変更（廃止）したいので、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更（廃止）の事項

2 変更（廃止）の理由

3 当初決定額 円

4 変更承認申請額 円

5 添付書類

- (1) 第6条第1項各号に掲げる書類（変更承認申請の場合）
- (2) 廃止事項が分かる書類（廃止承認申請の場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更（廃止）承認通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出のあった変更（廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので、伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 変更（廃止）理由

2 変更（廃止）後の補助金の交付決定額 円

第5号様式（第10条関係）

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名  
連絡先

交付決定のありました伊勢原市スマート農業等導入支援補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて請求します。

1 交付決定額 円

2 既交付額 円

3 今回交付請求額 円

4 未交付額 円

5 振込先

|       |           |         |  |
|-------|-----------|---------|--|
| 金融機関名 |           | 本・支店名   |  |
| 種 別   | 普 通 ・ 当 座 | 口 座 番 号 |  |
| フリガナ  |           |         |  |
| 口座名義  |           |         |  |

6 添付書類

☐伊勢原市スマート農業等導入支援補助金交付決定通知書の写し

☐伊勢原市スマート農業等導入支援補助金変更承認通知書の写し

（注）上記いずれかにレ印をつけてください。

作成責任者：

担当者：

第6号様式（第11条関係）

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額 円

2 実績額 円

3 不用額 円

4 添付書類

- (1) 領収書等、スマート農業機器等購入費を支払ったことを証明できる書類
- (2) 導入したスマート農業機器等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金確定通知書

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました補助金実績報告書を審査しました結果、  
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |

第8号様式（第13条関係）

伊勢原市スマート農業等導入支援補助金実施状況報告書

1 事業実施者

|         |  |
|---------|--|
| 住所又は所在地 |  |
| 申請者名称   |  |
| 事業実施年度  |  |
| 成果目標年度  |  |
| 事業報告年度  |  |

2 実施状況

(1) 成果目標の達成状況

| 設定項目 | 計画時の状況<br>( 年度) | 2年目の状況<br>( 年度) | 3年目の状況<br>( 年度) | 目標(3年目)<br>( 年度) |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|      |                 |                 |                 |                  |

(2) 目標達成に向けた取組実績

|  |
|--|
|  |
|--|

(3) 目標達成に向けた今後の取組

|  |
|--|
|  |
|--|

3 添付書類

☐ 成果目標の達成状況を確認できる資料

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金取消決定通知書

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付を決定した伊勢原市スマート農業等  
導入支援補助金について、伊勢原市補助金等の交付規則第17条の規定に基づき取り消し  
しましたので、通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 取り消しの理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日  
から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた  
日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表す  
る者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日か  
ら6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを  
提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この  
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から  
起算して6か月以内に提起することができます。

第 1 0 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年度伊勢原市スマート農業等導入支援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した伊勢原市スマート農業等導入支援補助金について、伊勢原市補助金等の交付規則第 1 8 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

つきましては、別添の納付書により、指定期日までにお振込みください。

1 返還請求額 円

2 返 還 期 日 年 月 日